

8. 注意が必要な特別管理産業廃棄物 その2 ~石綿含有廃棄物~



(1) 石綿とは

① 石綿の性質と利用

アスベストは、天然の鉱物纖維で「せきめん」「いしわた」とも呼ばれています。

わが国で使用された代表的な石綿は、クリソタイル(白石綿)とアモサイト(茶石綿)、クロシドライト(青石綿)の3種であり、中でもクロシドライトが最も発がん性が高いとされています。

石綿は、極めて細い纖維で、熱、摩擦、酸やアルカリにも強く、丈夫で変化しにくいという特性を持っていることから、建材、摩擦材、シール断熱材といった様々な工業製品に使用されてきました。

しかし、石綿は肺がんや中皮腫を発症する発がん性が問題となり、平成18年9月以降は全ての石綿含有製品の製造・使用等が禁止されています。

② 石綿による健康被害

石綿は、ヒトの髪の毛の直径よりも細く肉眼では見ることができない極めて細い纖維からなっています。そのため、飛散すると空気中に浮遊しやすく、吸入されてヒトの肺胞に沈着しやすい特徴があります。

吸い込んだ石綿は異物として痰の中に混ざり体外へ排出されますが、一部が肺の組織内に長く滞留することになります。この体内に滞留した石綿が要因となって、中皮腫、肺がん、石綿肺及びびまん性胸膜肥厚の病気を引き起こすとされています。

古い建物を解体する時には事前の調査が重要だ！



(2) 石綿を含む産業廃棄物の種類

石綿を含む産業廃棄物は、「**廃石綿等**」及び「**石綿含有産業廃棄物**」に分けられます。

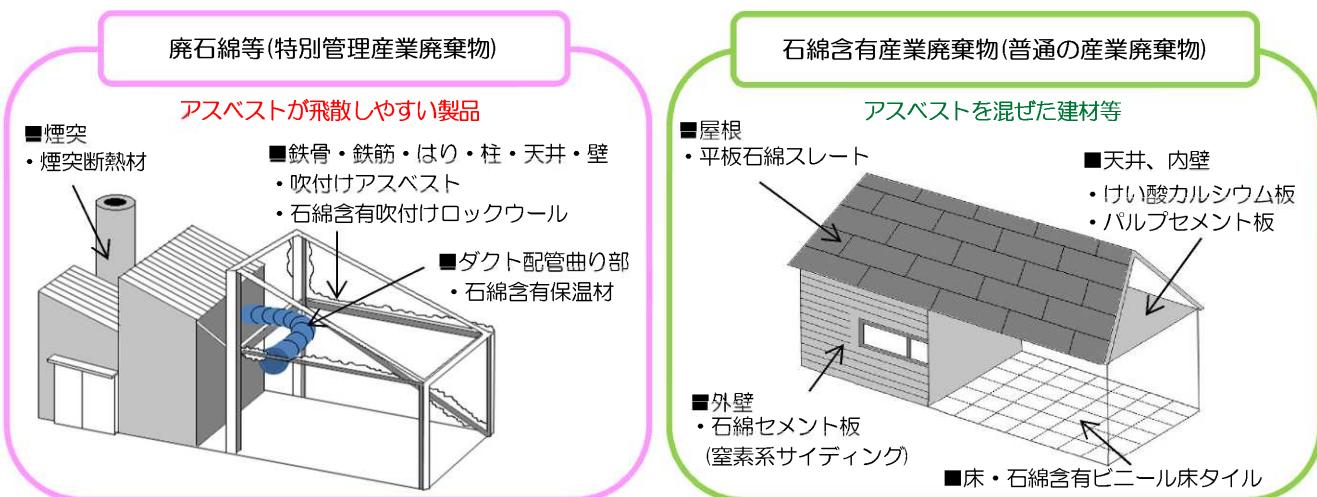
その特徴は表8-1のとおりです。

表8-1 石綿を含む産業廃棄物の種類

種類	定義	飛散性	具体例	分類(※)	一般的な処分方法
廃石綿等 (特別管理産業廃棄物)	建築物その他の工作物から除去された吹付け材、保温材など	あり	<ul style="list-style-type: none">●吹付け石綿●石綿保温材●その他石綿が飛散するおそれのある保温材●断熱材●耐火被覆材など	レベル1 レベル2	<ul style="list-style-type: none">●管理型最終処分場●無害化認定施設による無害化処理後、安定型最終処分場
石綿含有産業廃棄物 (普通の産業廃棄物)	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの	なし	<ul style="list-style-type: none">●波形スレート●サイディング●石綿セメント板●けい酸カルシウム板●パルプセメント板●ビニール床タイルなど	レベル3	<ul style="list-style-type: none">●管理型又は安定型最終処分場

※建設業労働災害防止協会が示した石綿除去作業にかかる分類(平成17年7月)

(3)発生箇所の例



(4)処理にあたっての留意点

①廃石綿の処理 ~特別管理産業廃棄物~

- ア) 排出事業者は事業場ごとに「特別管理産業廃棄物管理責任者」を置き、その事業にかかる廃石綿等の処理に関する職務を適切に行わせる必要があります。また、廃石綿等の処理を他人に委託する場合には、「廃石綿等」の処理を事業範囲に含む特別管理産業廃棄物処理業者(収集運搬業者、処分業者)に委託しなければなりません。
- イ) 委託契約書及びマニフェストには「廃石綿等」である旨を記載することに加え、委託に際し取扱いに関する注意事項を文書で通知しなければなりません。
- ウ) 収集運搬を行う場合には、固型化、薬剤による安定化などの後、耐水性材料により二重にこん包した後に積替えを行わず処分施設に直送することを原則とし、かつ、その他の物と混合しないように区分して行う必要があります。また、収納容器や袋には個々に廃石綿等である旨及び注意事項を表示する必要があります。
- エ) 廃石綿等の処分は、無害化処理後(溶融処理を含む)埋立処分を行うか、固型化、薬剤による安定化などの後、耐水性材料により二重にこん包した上で直接、埋立処分を行わなければなりません。
- オ) 排出事業場内に一時的に保管する場合には、保管基準に従って行わなければなりません。

②石含有産業廃棄物の処理 ~普通の産業廃棄物~

- ア) 石綿含有産業廃棄物の処理を他人に委託する場合には、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類の処理を事業範囲に含む産業廃棄物処理業者(収集運搬業者、処理業者)であって、石綿含有産業廃棄物を取扱える者に委託しなければなりません。
- イ) 委託契約書及びマニフェストには「石綿含有産業廃棄物」である旨を記載しなければなりません。
- ウ) 収集運搬を行う場合には、取扱う廃棄物を破損させないように、かつ、その他の物と混合しないように区分して行う必要があります。
- エ) 石綿含有産業廃棄物の処分にあたっては、中間処理としての破碎は認められていませんので、無害化処理(溶融処理を含む)の上で埋立処分を行うか、飛散防止等の必要な措置を講じて直接、埋立処分を行わなければなりません。
- オ) 排出事業場内に一時的に保管又は積替えする場合には、保管基準に従って行わなければなりません。